

関市議会議長交際費の支出等に関する基準

平成23年5月2日 会派代表者会議決定

(趣旨)

第1条 この基準は、関市議会議長(以下「議長」という。)が議会を代表して交際するために要する経費(以下「議長交際費」という。)の支出について、必要な事項を定めるものとする。

(議長交際費の支出)

第2条 議長又はその代理者が、議会の円滑な運営及び市政にとって有益と認めるもの並びに議会を代表して行う外部の個人又は団体との交際に必要と認められるものについて、予算の範囲内で議長交際費を支出する。

(種別及び支出範囲)

第3条 議長交際費の種別及び支出範囲等は次に掲げるとおりとする。ただし、議長が交際上特に必要があると認める場合はこの限りでない。ただし、社会通念上妥当と認められる範囲とする。

(1) 受賞祝、大会祝等に係る経費は、1万円を上限とする。

(2) 弔意の支出に当たっては、別表に定める基準の範囲内とする。

(3) 各種団体等の主催する総会、懇親会等の会費又は会費相当分(1万円を限度とする)に要する経費

(4) その他議長が特に必要と認めるもの

(議長交際費の不支出)

第4条 前条の規定にかかわらず、宗教、政党その他の政治団体に対するものには支出しない。

(基準及び支出内容の公開)

第5条 この基準は公開し、この基準に基づく交際費の支出内容については、関市議会事務局及び関市議会のホームページで公表する。

2 公開に当たっては、個人に関する情報であって、特段の配慮を必要とするものが含まれる場合にあっては、これを除くものとする。

(改正)

第6条 この基準については、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この基準は、平成23年5月9日から適用する。

別表（第3条関係）

区 分			金 額
関 市 議 会 議 員	現職議員	本人	香料 20,000 円 生花 15,000 円以内
		配偶者	香料 5,000 円
		直系の一親等	香料 5,000 円
	前職議員	本人	香料 5,000 円
	元職議員（議長経験あり）	本人	香料 5,000 円
職 員	市長	本人	香料 20,000 円 生花 15,000 円以内
		元前職	香料 10,000 円
	副市長・教育長 （助役・収入役）	本人	香料 10,000 円 生花 15,000 円以内
		元前職	香料 10,000 円
名誉市民			香料 10,000 円
市が委嘱する各種委員			香料 5,000 円
市政功労者で現在も活動を続けている者			香料 5,000 円
叙勲、褒賞受賞者			香料 5,000 円
議長が特に必要と認めるもの			香料 20,000 円以内
市 外	現職議員	正副議長	香料 10,000 円
	市長		香料 10,000 円